

第34回 蘭越町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年3月27日（金）午後1時30分から午後2時50分

2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室

3 出席委員 15人

会 長 7番 中井 悟

会長職務代理 13番 西元 道啓

委 員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝

3番 安田 伸二 5番 向山 博

6番 坂野 幸夫 8番 山田 清隆

9番 岩間 勇市 10番 杉本 峯一

11番 吉田 靖志 12番 椿 新二

14番 高山 重人 15番 親谷 隆

16番 伊藤 忠幸

4 欠席委員

5 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸報告について

第4 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 農地法第5条の規定による許可申請について

第7 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第8 農業委員会の適正な事務実施に向けた令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

第9 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史

農地係長 福岡 直樹

7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これから第34回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、16番 伊藤委員と1番 天水委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

第33回の総会以降の諸般について、報告いたします。

このことにつきましては、先ほど局長からも、そして私の挨拶でもお話しさせていただきましたように、先ほど、山田委員の表彰式もありましたけども、出席を予定していた3月19日北海道農業会議総会第88回総会並びに山田委員が対象となっております農業委員永年勤続表彰式ですが、昨今の道内での新型コロナウイルスの感染の状況を踏まえ、後志地方連幹事会におきましても、不特定多数の方が屋内外において長時間に渡り、同じ場所に集まる状況は、現状では避けなくてはならないということの判断に至り、出席を自粛しましたのでご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

NO1からNO8について、上程します。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(福岡係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。

令和2年3月27日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成30年8月6日から令和5年8月5日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年3月13日、土地引渡の日は令和2年3月27日です。解約の理由は、契約相手を変更するため、解約するものです。

番号2番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成26年4月2日から令和2年4月1日までで強化法によるものです。解約成立の年月日と通知の年月日は令和2年3月18日、土地引渡の日は令和2年3月27日です。解約の理由は、契約内容を変更するため、解約するものです。

番号3番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。契約期間は平成31年2月6日から令和6年2月5日までで強化法によるものです。解約成立年月日、通知年月日は令和2年3月13日です。土地引渡の日は令和2年3月27日です。解約の理由は、譲渡するため、解約するものです。

番号4番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成26年8月28日から令和6年8月27日までで農地法によるものです。解約成立年月日、通知年月日は令和2年3月13日、土地引渡の日は令和2年3月27日です。解約の理由は、契約相手を変更するため、解約するものです。

番号5番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。契約期間は平成26年8月28日から令和6年8月27日までで農地法によるものです。解約成立年月日、通知年月日は令和2年3月16日、土地引渡の日は令和2年3月27日です。解約の理由は、契約相手を変更するため、解約するものです。

番号6番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡です。契約期間は平成26年8月28

日から令和6年8月27日までで農地法によるものです。解約成立年月日、通知年月日は令和2年3月17日、土地引渡の日は令和2年3月27日です。解約の理由は、契約相手を変更するため、解約するものです。

番号7番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成26年8月28日から令和6年8月27日までで農地法によるものです。解約成立年月日、通知年月日は令和2年3月17日、土地引渡の日は令和2年3月27日です。解約の理由は、契約相手を変更するため、解約するものです。

番号8番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成26年8月28日から令和6年8月27日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年3月13日、土地引渡の日は令和2年3月27日です。解約の理由は、契約相手を変更するため、解約するものです。

議 長

それでは、NO1からNO8について、担当委員から順次、補足説明をお願いいたします。

16番
(伊藤委員)

番号1番についてご説明いたします。内容については事務局の説明のとおりです。場所ですが〇〇さん宅の裏に当たる場所ですが、〇〇さん宅から〇〇m〇〇側へ行ったところに〇〇に上る道がありますが、その道路を入っていったところのつきあたりになります。その〇〇土地になります。よろしくをお願いいたします。

10番
(杉本委員)

2番について、〇〇方面に向かいます。〇〇を下りて、その両側になります。

3番
(安田委員)

番号3番について説明いたします。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇さんの住宅の周辺となっております。4号の議案でまた出てまいりますので、よろしくをお願いいたします。

12番
(椿委員)

番号4番から8番まで、説明をいたします。番号4番について、〇〇〇ということで、〇〇農地を解約するということで、場所については〇〇の上から、〇〇番〇から、〇〇番〇までが〇〇付近。〇〇番〇についての畑は、〇〇の道路向かいになります。

それから〇〇番〇というのは、〇〇を上がって行き、〇〇に下りるところがありますが、その手前から〇〇mぐらい手前に、〇〇に下がる〇〇mぐらい手前に左に入っていく道路があります。〇〇が建ってございますが、その奥に行きましたら、〇〇畑がありまして、そのちょっと奥にあります。それが〇〇番〇、図面は議案第1号4番②にあります。それから〇〇番〇という番号がありますが、それについては第1号の4番という図面の上の方にあります〇〇がありますが、〇〇にちょうど裏手の農地になります。

5番については、〇〇周りにあります。それから、6番については、〇〇がありますが、〇〇に戻るところがありますが、その途中に議案第1号6番というところ、その途中にあります。先に進むと〇〇から2キロぐらい行ったところの農地になりますけど、そこに2つあります。

〇〇さんは、〇〇さん〇〇隣に水田が1枚あります。〇〇さんの土地は8番です。その隣の〇〇番〇と、〇〇番〇という水田があります。あと、ほかについては事務局の説明のとおりでございます。よろしく願いいたします。2号議案に全部出てきますので、よろしく願いいたします。

議 長

それではこれから質疑に入ります。
何か質疑ありませんでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。

原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

本案のNO1からNO8については、原案のとおり受理することとします。

NO9について、上程いたします。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、椿委員の退席を求めます。暫時休憩します。

(椿委員退席)

再開します。NO9について、事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号9番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成15年2月27日から平成20年2月28日までで農地法による

ものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年3月16日、土地引渡の日は令和2年3月27日です。解約の理由は、契約内容を変更するため、解約するものです。

議 長 NO9について、担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番
(坂野委員) 9番について、説明いたします。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。場所は〇〇をずっと行きまして、〇〇に出る道路がありますが、〇〇下がって300mぐらい下がったところに、〇〇がありまして、そこの奥の一角になり、3筆になります。以上です。

議 長 これから質疑に入ります。何か質疑ありませんでしょうか。

2番
(近藤委員) 〇〇さんになっていますが、法人ではなく個人名義ですか。

事務局
(福岡係長) はい。〇〇個人の賃借になります。

議 長 ほかにありませんでしょうか。

委員全員 質疑なし。

議 長 質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 本案のNO9については、原案のとおり受理することといたします。暫時休憩します。
(椿委員着席)

再開します。NO10について、上程します。
農業委員会法第31条、議事参与の制限により、向山委員の退席を求めます。
(向山委員退席)

再開します。NO10について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(福岡係長)

番号10番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成18年6月30日から平成28年12月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年3月17日、土地引渡の日は令和2年3月27日です。解約の理由は、契約相手を変更するため、解約するものです。

議長

NO10について、担当委員から補足説明を願います。

14番
(高山委員)

番号10を説明します。耕地地図の議案第1号10番の地図に出ております。〇〇さんの住宅です。ちょうど〇〇さんと〇〇さんの真ん中のところですよ。よろしくお願いたします。

議長

これから質疑に入ります。何か質疑ありませんでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。

本案のNO10については、原案のとおり受理することとします。暫時休憩いたします。

(向山委員着席)

再開します。NO11について、上程します。事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号11番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成25年3月6日から令和5年3月5日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年3月24日、土地引渡の日は令和2年3月27日です。解約の理由は、譲渡するため、解約するものです。

議長

NO11について、担当委員から補足説明を願います。

1 番
(天水委員)

1 1 番の件ですが、事務局説明のとおりです。場所は〇〇〇の土地になります。よろしくお願ひします。

議 長

これから質疑に入ります。何か質疑ありませんでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案のNO 1 1については、原案のとおり受理することとします。

日程第5、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO 1について、上程いたします。

事務局から説明願ひます。

事務局
(福岡係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の所有権の移転及び賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和2年3月27日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和7年3月26日までです。別紙、調査書をご覧願ひます。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたします。

議 長

原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案のNO1については、原案のとおり決定し、許可することといたします。

NO2から6について、上程いたします。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、椿委員の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(椿委員退席)

再開いたします。

NO2から6について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(福岡係長)

番号2番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆です。田で〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和7年3月26日までです。

番号3番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和7年3月26日までです。

番号4番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和7年3月26日までです。

番号5番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。

成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和7年3月26日までです。

番号6番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和7年3月26日までです。別紙、調査書をご覧ください。

番号2番から6番までは同じ内容となっておりますので、省略いたしますが、〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

議 長

NO2からNO6について、担当委員から順次、補足説明を願います。

6番 (坂野委員)

内容につきましては、先ほど、事務局からの説明のとおりです。場所につきましては、〇〇周辺と、〇〇がある場所の近くの2筆です。

3番につきましては、先ほど、事務局の説明のとおりです。場所は、先ほど説明しまし〇〇がぶつかるところの手前の場所になります。

4番につきましては、内容は事務局の説明のとおりです。場所につきましては、〇〇で説明しますと、〇〇の住宅から約300m〇〇へ向かって、右側に上がってすぐの土地になります。

5番につきましても、内容につきましては事務局の説明のとおりです。場所は、今、4番の隣になります。

6番につきましては、内容につきましては、事務局の説明のとおりです。写真で説明しますと、〇〇宅周辺の3筆になります。以上です。よろしくお願ひします。

議 長 これから質疑に入ります。何か質疑ありませんでしょうか。

全委員 質疑なし。

議 長 質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
本案のNO2からNO6については、原案のとおり決定し、許可することとします。暫時休憩いたします。
(椿委員着席)

再開いたします。NO7について、上程いたします。
農業委員会法第31条、議事参与の制限により、坂野委員の退席を求めます。暫時休憩いたします。
(坂野委員退席)

再開します。NO7について、事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長) 番号7番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和12年3月26日までです。

議 長 NO7について、担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番
(高山委員) 番号7番について、ご説明いたします。これは先ほど、第1号10の土地であります。詳細は事務局説明のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。
何か質疑ありませんでしょうか。

全委員 質疑なし。

議 長 質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案のNO7については、原案のとおり決定し、許可することといたします。

つづきまして、NO8について、上程いたします。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、向山委員、坂野委員の退席を求めます。

(向山委員退席)

再開します。NO8について、事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号8番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、田で共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和7年3月26日までです。別紙、調査書をご覧ください。

番号7番から8番までは同じ内容となっておりますので、省略いたしますが、〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

NO8について、担当委員から補足説明を願います。

14番
(高山委員)

番号8番を説明したいと思います。事務局説明のとおりです。場所ですが、この地図の議案第2号の8番のところを見ていただきたいと思います。〇〇宅のすぐ下にあります。どうぞよろしく願います。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員

異議なし。

議長

本案のNO8については、原案のとおり決定し、許可することとします。暫時休憩いたします。

(向山委員、坂野委員着席)

再開いたします。日程第6、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1について、上程します。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(福岡係長)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第5条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、意見を求める。令和2年3月27日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、申請者は譲渡人が〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、現況は田、面積は〇〇〇㎡です。農地区分は、10ヘクタール以上の集団的農地の一角に位置する第1種農地、権利の種類は売買、譲渡価格は〇〇〇円です。申請の理由は、〇〇〇を建設するためです。別紙、調査書をご覧ください。

第1種農地に判断した理由は、概ね10ha以上の集団的農地です。なお、第1種農地の不許可の例外に該当する、既存の施設の拡張、拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものに限るであり、〇〇〇建設のため、隣接地を購入するもので、転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

現在、農振農用地区域からの除外手続きを並行しており、事前協議の中では除外相当である旨協議が進められております。

なお、この度の案件は許可相当の可否について意見を求めるものであり、北海道農業会議の常設審議委員会へ諮問して意見を求め、順調に進めば4月総会以降に再度上程し許可することとなります。

議 長

NO1について、担当委員から補足説明を願います。

1 番
(天水委員)

先ほどの〇〇〇の土地ですが、詳しいことは事務局の説明のとおりです。よろしく願います。

議 長

これから質疑に入ります。何か質疑ありませんでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。

本案については、原案のとおり、許可及び許可相当であると決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案については、北海道農業会議へ諮問することといたします。日程第7、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

NO1からNO9について、一括、上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。令和2年3月27日提出。蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん。土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年3月31日から令和6年4月1日までの4年間です。価格〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧願います。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所

有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

なお、〇〇となっています。規模拡大交付金及び農地集積協力金の該当になっている案件です。あいだに円滑化団体である町に白紙委任することとなっております。

また、契約期間についてですが、前回の契約期間からの更新となりますが、規模拡大交付金を受けているものは6年間、農地集積協力金を受けているものは10年間賃貸借を継続することとなっております、農地集積協力金が伴うため4年間継続契約するものです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年4月8日から令和12年4月7日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年4月8日から令和7年4月7日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年4月8日から令和7年4月7日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

います。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年4月8日から令和4年4月7日までの2年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇〇円です。

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇〇円です。

番号6番と7番については、〇〇に係る賃貸借です。すべての農地を10年以上貸し付けることで、貸し手の〇〇さんに経営転換協力金50万円が交付されます。

番号8番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年4月8日から令和7年4月7日ま

での5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、畑で〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。

番号9番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年4月8日から令和6年4月7日までの4年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号8番、9番の調査書は同じ記載内容となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇さんの要件は、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

議長

NO1からNO9について、担当委員から順次、補足説明をお願いいたします。

10番
(杉本委員)

議案第1号2番に出ていた農地になります。事務局説明のとおりです。

8番
(山田委員)

2番と3番についてでございます。場所は〇〇でございます。〇〇さんと〇〇さんについては、〇〇さん宅古い家の前の農地でございます。

もう一つが〇〇さんと〇〇さんですが、〇〇さんは〇〇さんの住宅を借りて入っておりますが。その住宅の横でございます。よろしくをお願いいたします

2番
(近藤委員)

4番から7番まで説明いたします。4番につきましては更新です。〇〇です。場所は、〇〇さん宅の真裏になります。

5番について、〇〇ちょうど真向いあたりにあります。

6番につきましては、内容は事務局説明のとおりです。場所は〇〇、〇〇に向かって3筆あります。それと、〇〇沿いに2筆あります。7番は、ただ今のこの6番の案件の内容そのもの、〇〇さんの耕作しているところでありまして。よろしく申し上げます。

12番
(椿委員)

番号8番について説明いたします。第1号議案にも出てまいりましたが、〇〇に上がって行って、〇〇下がる道路がありますが、その手前300mぐらい手前から、左に500mぐらい入ってくるところがありますが、そこの一角になります。よろしく願いいたします。

6番
(坂野委員)

内容につきましては、事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇付近に〇〇がありまして、住宅周辺と、あとは〇〇を越えて2筆になります。よろしく願いします。

議長

これから質疑に入ります。
何か質疑ありませんでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

本案のNO1からNO9については、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

NO10について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、天水委員の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(天水委員退席)

再開します。

NO10について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(福岡係長)

番号10番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和2年8月1日、対価の支払期限は令和2年7月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書

をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

議 長 NO10について、担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番
(坂野委員) 内容につきましては、事務局の説明のとおりです。場所につきましては、〇〇〇のやや真ん中よりの〇〇圃場になります。よろしくをお願いします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 質疑なし。

議 長 質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 本案のNO10については、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。暫時休憩といたします。
(天水委員着席)

議 長 再開します。
NO11から16について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長) 番号11番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年4月8日から令和12年4月7日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。

番号12番、利用権の設定等を受ける者は〇〇〇さん、利用権

の設定等をする者は、〇〇〇さん。土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年3月31日から令和12年3月30日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格で、〇〇〇円、畑は〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。

番号13番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年4月8日から令和12年4月7日までの10年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田の大きさ等により、共済水張面積価格〇〇〇円と〇〇〇円に分かれております。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号11番から13番の調査書は同じ記載内容となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号14番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年4月8日から令和6年5月8日までの4年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号15番、利用権の設定等を受ける者は〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん。土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年3月

31日から令和12年3月30日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格で、〇〇〇円、畑は〇〇〇です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号16番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和2年5月1日、対価の支払期限は令和2年4月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議長

NO11から16について、担当委員から順次、補足説明をお願いいたします。

16番
(伊藤委員)

番号11番から15番まで説明します。いずれも内容については、事務局の説明のとおりです。11番の場所ですが、〇〇〇から入っていきまして、500mほど行ったところの右手にある土地になります。12番の土地ですが、〇〇〇の裏に上がって行く農道がありますが、その右手にある土地です。続きまして、番号15番、〇〇〇の裏側にある土地になります。続いて13番ですが、1号議案にも出てきましたが、〇〇〇に上がって行く道路をずっと入っていったところの突き当りの左です。右の土地になります。14番の土地ですが、場所はただ今の13番の土地の〇〇〇の反対側にある土地となります。よろしく願いいたします。

3番
(安田委員)

番号16番について説明いたします。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。先ほど、1号議案で解約された農地に畑2筆を加えて、今回、売買することとなりました。図面でいいますと、住宅の右側、少し抜けいているように見えますが、こちら、〇〇〇なりますので、今回の契約が成立しますと、〇〇さんの住宅周りの農地が全て〇〇さんに売買されることとなりますので、よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。何か質疑ありませんでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

本案のNO11から16については、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

続きまして、日程第9、協議第1号 農業委員会の適正な事務実施に向けた令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(木村局長)

お配りしました協議第1号、農業委員会の適正な事務実施に向けた令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について、令和2年3月27日提出、蘭越町農業委員長名。

活動計画につきましては、平成21年の農業委員会法の改正に伴いまして、規制な事務実施に向けた計画を策定することとなり、基本的には活動計画を3月の総会で審議いただいて、ホームページで公表し、6月までに農水省に報告することになっております。

本計画の数値は2015年の農林業センサスに基づいて策定することになっており、総農家数につきましては、293戸、うち販売農家は258戸、農業就業者は542人で、そのうち女性は257人、40代以下は69人、認定農業者は213経営体、新規就農者は9経営体となっております。

現在、専門委員会で今後の担い手対策について検討することと

しておりますが、本町としても担い手の確保、農地集積の具体的な対策等を打ち出して、農業委員会としても町へ提言していかなければならないと感じておりますので、ご協力のほどお願いいたします。

次のページに移っていただきまして、担い手への農地の利用集積、集約化ですけれども、これまでの集積面積は3,729ヘクタール、集積率93%となっております。目標としましては3,759ヘクタール、新規集積面積30ヘクタールとさせていただきます。

次に、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、新規参入を見込み、1経営体、参入面積が0.5ヘクタールとさせていただきます。

次のページに移っていただきまして、最後に遊林農地に関する措置ですが、昨年10月に実施しました農地パトロールで蘭越町の遊林農地が11.9ヘクタールとなっております。数字的には少ないとは感じますが、解消目標として、10%の1.2ヘクタールとさせていただきます。

違反転用への適正な対応ですけれども、今回も違反転用と判断される案件はありませんでしたので、今後も継続していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

また、令和元年度の点検、評価につきましても、今後整理し、6月までに報告することとなっております。5月の総会に上程する予定ですので、よろしくお願いいたします。

以上、今後1年間の目標及び達成に向けた活動計画案として策定しましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、活動計画案につきまして、局長より説明いただきましたけど、皆さんから質疑、あるいは意見等がありましたら、承りたいと思っております。どうでしょうか。

13番
(西元委員)

2番の担い手への農地集積、集約化のところで、うち新規集積農地で30ヘクタールと出ております。これってどういう意味なのか。新規ということで良いのか。

事務局
(木村局長)

まず、30ヘクタールを追加していきましようということでございまして、今回30ヘクタール追加しましたが、認定農業者に集積されている面積で農家さんに集積に向けて進めていき、3,759ヘクタール、今年に比べて30ヘクタール増やしていきま

せんかという計画になっております。

13番
(西元委員)

認定農業者に対して、新たに農地集積、集約化を30ヘクタール増やした面積ということで良いのか。

事務局
(木村局長)

農地集積集約化を認定農業者の皆さんが、30ヘクタールできるのではないかということの計画です。

13番
(西元委員)

分かりました。

議長

ほかにありませんでしょうか。
よろしいですか。

全委員

質疑なし。

議長

それでは、このとおり北海道、国、農林水産省へ提出すること
でよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

それでは、提出することとします。
日程第10、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告をお願いいたします。

事務局
(福岡係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和2年3月27日提出、蘭越町農業委員長名。

令和2年3月9日付けで、〇〇〇さんから全農地の〇〇番〇外〇筆について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議長

それでは、そのほかの報告を事務局からお願いします。

事務局
(木村局長)

そのほかの報告です。まず一つ目ですが、3月2日に第3回後志地方農業委員会連合幹事会について、私が出席しております。こちらにつきましては、先ほど言いました19日の総会ですが、先ほど諸般の報告で会長からお話ありましたが、農業会議からも文書を受けまして、自粛するという判断をしたところ です。

4月14日開催予定で進められておりました、後志地方連通常総会、こちらにつきましても、書面による決議ということで、文書が届いておりました。やむを得ないとの判断をしております。

さらに、山麓地区農業委員会、こちらは4月上旬に洞爺湖町にて総会となっておりますが、来週月曜日に幹事会が開催予定となっております。おそらくこれにつきましても、中止ということになると思います。決まりましたらお知らせいたします。幹事会では決算見込み等を行いまして、毎年12万円ずつ需用費で繰越額というか、貯金額が減っているので、あと2年で底をつくのではないかと予想され、各農業委員会の負担金の見直しが必要ということで、報告がありました。

次回の総会の日程ですが、4月28日、火曜日を予定しております。4月は例年、総会前に全員協議会、そして農業委員会の総会が終わった後に、協議会の総会、そして意見交換会、こちらを予定しておりますが、現状を踏まえてですね、後ほど判断させていただきまして、案内等でお知らせさせていただきます。よろしく願いいたします。

最後に農業委員の推薦募集の状況について、本日の正午現在で、11名の推薦状が提出されておりますことを報告いたします。締め切りが来週の火曜日、31日となっておりますのでよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 全体を通して、皆さんから何かありませんでしょうか。
よろしいですか。

全委員 はい。

議 長 閉 会 宣 言
以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。
これにて、第34回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時50分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩